

## 徳山工業高等専門学校技術相談取扱要領

平成25年10月1日制定  
一部改正 平成27年 3月27日

### (趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、技術相談の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

### (技術相談の申込)

第3条 技術相談の申込は、原則として「技術相談申込書」（様式1）をテクノ・リフレッシュ教育センター（以下「テクノ・センター」という。）に提出するものとする。

### (技術相談の実施)

第4条 テクノ・センターで技術相談申込書の内容を確認し判断のうえ、適切な担当教員（以下「担当教員」という。）を決定後、担当教員へその旨依頼し、技術相談を実施するものとする。

- 2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。
- 3 技術相談の過程で生じた発明等の帰属に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。
- 4 技術相談に際して、成果有体物の提供を行う場合は、研究成果有体物提供契約を締結するものとする。
- 5 技術相談の結果、共同・受託研究又は受託試験を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申請書、受託研究申込書又は受託試験申込書の提出を受け、契約締結等の必要な手続を行い、研究又は試験を行うものとする。
- 6 技術相談の経過中又は結果として知的財産が生じた場合、発明等届を速やかに本校知的財産委員会に提出するものとする。

### (技術相談の報告)

第5条 技術相談の対応を行った担当教員は、「技術相談対応報告書」（様式2）をテクノ・センターに提出するものとする。

### (技術相談料及び必要経費)

第6条 原則として初回は無料とし、2回目以降の技術相談料については、「技術相談料金表」（別表第1）に定めるものとする。

- 2 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等（以下「必要経費」という。）は、相談料とは別に徴収するものとする。

3 技術相談料及び必要経費は、技術相談実施後に発行する請求書により収納するものとする。

(技術相談料の免除)

第7条 申込者が次の各号の一に該当する場合、2回目以降の技術相談料を免除することができる。

- (1) 徳山高専テクノ・アカデミア会員企業
  - (2) 公的機関
  - (3) 申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした者
  - (4) 前各号に掲げるものに準ずるものと校長が認めた場合
- 2 技術相談の経過中又は結果として、申込者が次の各号の一に該当する場合、その回から技術相談料を免除することができる。
- (1) 徳山高専テクノ・アカデミアへの入会申込みをした者
  - (2) 共同研究等を申請する旨の意思表示をした者
  - (3) 前各号に掲げるものに準ずるものと校長が認めた場合
- 3 技術相談料の免除を受けようとする者は、「技術相談料免除申請書」(様式3)を校長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に係る事務は、総務課地域連携推進係において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

技術相談料金表

相談回数	金額
1回目	無料
2回目以降	1時間につき5,400円 (消費税を含む。)